

基本構想（案）に対する意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する意見等	対応方針（案）
<p>全体的事項</p> <p>名称を「総合アセスメント」としています。確かに、東京都もこのような名称を使っていますが、これは従来の事業アセスに計画段階アセスを加えて総合アセスと呼んでいます。広島市の場合、あくまで事業の計画段階を対象とする（当面の適用範囲として6項の図4）なら、「計画アセスメント」とすることも一法です。「総合アセス」という表現はやや抵抗がありますが。</p> <p>「総合環境アセスメント」というタイトルでも良いのだが、現行アセスとの相違点を強調した「住民参加型環境計画アセスメント」、また、市民に親んでもらうネーミングとして「市民による市民のための環境アセスメント」等はいかがか。</p> <p>構想の主旨が、現行アセスとの統合ではなく、計画等の策定段階にあることから、名称としては現行のアセス制度と区分し、「計画環境アセスメント」の様な表現が好ましいと考えます。</p> <p>制度の名称は、「広島市。夢。希望。アセスメント」では如何でしょうか。</p> <p>本案の趣旨は計画アセスや戦略アセスの考え方を積極的に取り込むとするものであることから、現行の環境アセス制度を単純に「補完」するのではなく「改善」あるいは「改正」という位置づけの記述がふさわしい。</p> <p>同様に、現行のアセス制度がベースになるとすれば、「新たな」環境アセス制度ではなく「より進化した」あるいは「改善・改正された」制度というような表現にすべきでは。</p> <p>各章の（解説）は、わかりやすく理解しやすいように、第4章と同様にテーマごとに節か、あるいは箇条書きで記述してはどうか。</p> <p>市民と市民等と表現されていますが、市民等は周辺市町村の住民も対象にしていると考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>名称については、ご意見、最終案に対する市民意見等を踏まえ、検討します。</p> <p>名称については、ご意見、最終案に対する市民意見等を踏まえ、検討します。</p> <p>名称については、ご意見、最終案に対する市民意見等を踏まえ、検討します。</p> <p>名称については、ご意見、最終案に対する市民意見等を踏まえ、検討します。</p> <p>本制度は、現行の事業アセスメント制度との調整を図りながら、計画等の立案段階で環境アセスメントを行うものであるため、案のとおりとします。</p> <p>本制度は、現行の事業アセスメント制度との調整を図りながら、計画等の立案段階で環境アセスメントを行うものであるため、案のとおりとします。</p> <p>できるだけ、わかりやすく記述することとします。</p> <p>市民等は、市民に限らず環境NGO、市域以外の人を含んだものと考えています。なお、市民、市民等の用語については、再度、見直します。</p>

基本構想（案）に対する意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する意見等	対応方針（案）
<p>計画等の主体者が総合アセスメントを行うこととなっていますが、累積的・複合的影響を考慮する場合、計画する主体が異なるため、計画の策定の時期等も異なり、主体者（関係部局）間で混乱が予想されます。環境局での適正なコントロールをお願いしたいと思います。</p> <p>当面、市の事業を対象とすると、実績を踏まえた制度の構築にはかなりの年数がかかると思いますが、それとは別に早期のガイドラインやマニュアル等の整備のご提示をお願いします。</p> <p>総合環境アセスメントの内容についての意見はありませんが、このような政策や計画段階から行う今回の環境影響評価は大変良いと思います。</p>	<p>今後、検討します。</p> <p>今後、制度の適用にあたっては、ガイドライン等の整備を行っていきます。</p>
<p>第1章 趣旨</p> <p>「活動」の言葉は適切なのか。他所ではこれに替わる用語として、事業、開発などがあるが、活動となっているのはここだけである。事業、開発などより広い意味をもたせているのなら、これで理解できる。そうでないのであれば、用語の統一をすべきである。</p> <p>図1に現行の環境アセスの位置づけ、計画・条例と今回のアセスのリンク等を、より強調したフローがあるとわかりやすい。</p> <p>p. 1の最後の方に、として「社会経済面への影響評価」あるいは「経済的評価」が十分でないことも指摘してはどうか。</p> <p>はじめに及び第1章の中で、現行のアセスメント制度は、「事業の実施段階で環境アセスメントが行われるという制度上の限界」とあり、また、「事業に先立つ政策や計画の立案段階で環境への配慮を組み入れる新たな制度を構築する必要がある」とありますが、広島市環境影響評価条例第5条では、環境配慮指針により、「計画等の策定・構想・立案の段階で環境配慮を行うこと」とされており、制度上の限界という表現には矛盾があるのではないかと思います。現実にその様に運営されていないか、現行の制度が機能していないのであれば、事業主体または市関係部局の認識や対応に問題があるのではないのでしょうか。現行アセス制度の充実を図る必要があると考えます。</p>	<p>開発事業などより広い意味を持たせて使用しているので、案のとおりとします。</p> <p>図1の「広島市環境影響評価条例」、「新たな環境影響評価制度の導入」をより強調し、わかりやすいものにします。</p> <p>「社会経済面への影響評価が十分でない」ことは、制度上の限界ではなく、課題と考えられることから、課題として記述します。</p> <p>現行の条例では、「事業者は、対象事業を計画するに当たり、当該計画を、環境配慮指針に基づき、環境の配慮されたものとしなければならない。」と規定していますが、市民参加の手続きがないなど、十分なものになっていません。したがって、現行のアセスメント制度には、一定の限界があると認識しています。</p> <p>本制度と、現行の環境アセスメント制度との連携により、制度の充実を図っていきます。</p>

基本構想（案）に対する意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する意見等	対応方針（案）
<p>広島市にとっての持続可能な社会とは具体的にはどのようなものなのかが知りたい。</p> <p>ミチゲーシヨンの説明が欲しい。</p>	<p>資料として、「持続可能な社会」を記載します。</p> <p>用語の解説に、「ミチゲーシヨン」を記載します。</p>
<p>第2章 新たな環境アセスメント制度の構築</p> <p>今回のアセスは事業アセスに計画アセスを単純に上乘せするのではなく、事業計画の上流から下流まですべてカバーして予測・評価対象項目や手法を見直すことになるであろうから、現行アセスとの「連携」というよりは、現行アセスを「取り込む」といった方が適切では。</p> <p>図2において、「広島市総合環境アセスメント制度」と「現行アセスメント（事業アセス）制度」の がそれぞれ独立しているのではなく、まず今回のアセス制度という大きな があり、その中に計画（戦略）アセスと事業アセスが組み込まれているという位置づけが正しいのでは。</p> <p>基本構想の中で、現行アセスとの関連について、具体的に示す必要があると思います。</p>	<p>本制度は、現行の事業アセスメント制度との調整を図りながら、計画等の立案段階で環境アセスメントを行うものですので、案のとおりとします。</p> <p>本制度は、現行の事業アセスメント制度との調整を図りながら、計画等の立案段階で環境アセスメントを行うものであり、その内容がわかるよう、図2については、よりわかりやすいものに修正します。</p> <p>具体的な現行アセスメントとの関連については、今後、運用実績を積み重ねながら検討します。</p>
<p>第3章 対象計画等</p> <p>誰が、どのような基準により、どの事業計画に総合環境アセスメントの適用を決めるのか。現段階では難しいのかも知れませんが、もう少し検討が欲しい。</p> <p>適用範囲を政策、上位計画という段階のほか、市、国・県、事業者としていますが、当面の適用範囲で、市が主体、かつ、事業の計画段階ということで絞るなら、これが現実的だと思います。この方針でいくとするなら、尚更、名称のことが気になります。</p>	<p>計画等のふるい分け（スクリーニング）の方法については、今後、運用実績を積み重ね、問題点や課題を抽出・検討したうえで、検討を行う必要があることから、当面は、個別の案件ごとに総合環境アセスメントの対象とするかどうかを判断します。</p> <p>名称については、ご意見、最終案に対する市民意見等を踏まえ、検討します。</p>

基本構想（案）に対する意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する意見等	対応方針（案）
<p>アセスの対象として上位計画は何らかの形で実行可能だろうが、かなり大まかな内容となる「政策」レベルについてもアセス対象としてしまうのは現実的でなく予測・評価ということは困難で、後々、行政側の首を締めてしまうのではと危惧する。政策評価は環境配慮も含めて総合的にやるのであって、環境アセスとして別途行うものではないと考える。よって、政策ということばは削除してはどうか。</p> <p>図4も、上記したように、「現行の環境アセスメント制度」という区分けをしてしまうよりも、「当面の適用範囲」に含まれる色づけとしてはどうか。</p> <p>当面、市が実施する事業を対象にされていますが、この場合、計画のどの段階の適用を考えているのか、もう少し具体的に示して頂きたいと思います。</p> <p>事業は、常に市側から提案されるものではなく、市民のためになる事業を市民やNPOから提案することも必要と思う。（例えば、公園設置、親水護岸設置、干潟回復など） その場合、この制度の計画の一つに入れるのか。</p>	<p>基本構想では、「政策」を対象とすることについては、諸外国において実績があることなどから、将来的な目標として掲げることとします。</p> <p>本制度は、現行の事業アセスメント制度との調整を図りながら、計画等の立案段階で環境アセスメントを行うものであり、図4では、適用範囲を明確にするため、区分けをして表現しています。</p> <p>当面は、比較的運用が可能と考えられる個別事業の計画（基本構想、基本計画など複数案の検討が可能な段階）を対象とするよう考えています。</p> <p>市民、NPOからの提案による計画についても、計画等を含んだものと考えています。</p>
<p>第4章 手続きのあり方</p> <p>手続きが、スクリーニング、スコーピング、予測評価と分かれて多段階になっていますが、あまり手続きが多いとその後の事業アセスとの関係で重複し、また作業が過重になります。手続きの簡素化を考えてはどうでしょうか。（個人的意見では、本案の総合アセスでは、スコーピングは省略も可能と考えます。）また、この「総合アセス」を行った場合は、事業アセスのスコーピングは省略する等の工夫も必要ではないか。</p> <p>NPOが記載されていない。第6章では記載されているので、ここにもNPOを入れるべきである。</p>	<p>具体的な手続きについては、手続きが効率的なものとなるよう、今後、手続きの簡素化を検討します。</p> <p>市民等を含むものと考えており、その旨を明記するとともに、用語を統一します。</p>

基本構想（案）に対する意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する意見等	対応方針（案）
<p>市民参加について計画等のより早い段階で公表することにより、市民等から幅広く環境情報を収集し、よりよい環境配慮のあり方についての方法は、市民参加として現行の環境アセスメント制度における実施計画書や準備書の公告・縦覧と意見書の提出などの方法に加え、インターネット等を媒体とした意見交換、計画等の策定者等と討論できる「対話型」の公聴会など、市民等の参加を積極的に促進するような手法を取り入れる必要があるとあるがとても賛成できる内容である。しかし、どこまで市民の意見が反映されるのかが不安である。</p> <p>総合環境アセスメントの適用に際しては、個々の計画等の策定手続きや現行の環境アセスメント制度との調整を図りながら、第1～6節までに示した手続きの構成要素を適切に組み合わせるなど、柔軟に対応する必要があるとあるが第1～6節までに削除できる内容はあるのか、その詳細が知りたい。</p> <p>環境アセスメントに対しての専門的な見地やご意見の聴取は、是非とも隔たり偏りのないもの（企業や行政の見方ではなく）を広く集めていただきたいと思います。</p> <p>第4節の市民参加を、積極的でしかも一般人に分かりやすい形で提供して頂けることに多いに期待いたします。</p> <p>- 市民として最も関心のある所は、いかに私達の暮らす広島が、自然を失うことなく環境にも優しい都市として機能していくのかと言うところです。広島川の川のある風景や瀬戸内海の豊かな恵み、太田川の水源としての源流の森 まだまだ綺麗で、破壊されていない豊かな自然を守って頂きたいと思います。</p> <p>広島でも環境問題に取り組んでいる、グループが多くあります。それぞれがいろいろな得意分野で頑張っているのですが、一つ一つの団体は決して大きな力を持っていません。そのようなグループが環境アセスメントの中で広島市の環境を見張っていく？様な連携が取れば素晴らしいと思います。</p>	<p>本制度が、市民意見などを十分考慮し、計画等に反映されるものになるよう検討します。また、市民意見などについて、どのように考慮したのかを計画の策定者が説明するものとなるよう検討します。</p> <p>具体的な手続きについては、手続きが効率的なものとなるよう、今後、手続きの簡素化を検討します。</p> <p>今度、市民、環境NGO等の参加を積極的に促進するような手法を検討します。</p>

基本構想（案）に対する意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する意見等	対応方針（案）
<p>アセスメントの実施において、複数案が出されることは重要性であると思いますが、同時に、広く意見を述べられる「場」の提供と、参加する市民の意識の高さが問われると思います。多くの広島市民がその「場」に集えるよう、私は環境グループのネットワークづくりを提案致したいと思います。</p>	
<p>第5章 調査・予測・評価のあり方                      ゼロ案については、「現状のままを維持する案」という表記にしてはどうか。</p> <p>社会経済項目は、本来の環境項目の評価と切り離して、参考項目程度とし、あくまで市民が意見を出しやすいよう掲載すると扱ってはどうか。原案では、かなり正式項目として位置付ける雰囲気ですが、これだと、この「総合アセス」の中で、事業の意思決定まで踏み込みそうです。事業の意思決定は、また別の局面、議会、市長の政策策定方針、他の行政目的との調整などを通じて行うとした方が、行政としてはやりやすいように思います。</p> <p>段々説明が難しくなり、文書も複雑になってくるのは仕方ないが、なるべく平易な用語を使用すること。特に、「主体」という言葉がわからない。</p> <p>中の と解説の第2節に関わり、「環境面と社会経済面への影響との関連」の内容がクリアでない。この「関連」は、これまで社会経済的影響（社会環境）が自然環境や公害ほどアセスで予測評価されなかったのだから十分やりましょうという意味だと思われるが、審査会でも議論されていた環境影響を経済的な指標（貨幣価値単位）で評価（経済評価）するということと切り離して考えるべきである。前者は単に予測評価項目として社会経済的項目を追加するというスコopingの話であり特に経済評価しなくてもよく、後者は自然環境や公害も含めて経済的評価をするという評価手法・指標の話である。今回の基本構想には明記されなくとも、実務上はこれらが混合されないよう前広に意見統一をしておくことが重要であろう。</p>	<p>ゼロ案については、事業を行わないという意味で使用しているので、案のとおりとします。</p> <p>本制度は、事業の意思決定に環境面から情報を提供するものであることから、社会・経済面への影響については参考とするものと考えており、具体的な環境面と社会・経済面への影響との関連手法については、今後、十分検討します。</p> <p>「環境に負荷を与えている様々な活動の主体」など、できるだけ分かりやすいものにします。</p> <p>本制度は、事業の意思決定に環境面から情報を提供するものであることから、社会・経済面への影響については参考とするものと考えており、具体的な環境面と社会・経済面への影響との関連手法については、今後、十分検討します。</p>

基本構想（案）に対する意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する意見等	対応方針（案）
<p>日本の環境アセスでは、予測・評価を行った後、それらの結果を報告書にするということで終わるが、それではどのような環境対策が実施される（事業計画に含まれる）べきであるのか、そして予測で対応しきれなかった不測の悪影響をどうフォローしていくかといった「環境管理・モニタリング計画」の策定がなされることが少ない。第5章あるいは別の適当な箇所で「環境管理・モニタリング計画の策定」といった手続き項目を追加すべきと考える。</p> <p>計画の複数案を想定した場合、その調査範囲がかなり広範なものになると考えますが、調査、予測、評価の程度及び精度がどのようになるかが分かりません。実施には新たに市税を消費することとなるため、効率的、効果的な適正な制度とし、多大な時間と経費の消費を招くことのない様にして頂きたいと思います。</p> <p>何もしない案（ゼロ案）についての詳しい説明が欲しい。</p>	<p>本市の環境影響評価条例では、「事後調査」の手続きが定められています。</p> <p>今後、本制度が効率的・効果的なものとなるよう、具体的な調査、予測、評価項目、手続きについて検討します。</p> <p>資料に、「複数案の比較検討」を記載します。</p>
<p>第6章 参加する主体の役割</p> <p>市民の役割として、「環境情報の提供」に加え、「地域の望ましい環境のあり方（＝環境配慮の水準）に対する意見の表明」などの追加も、考えてみてはどうでしょうか。</p> <p>計画等の策定者、市民・環境NPO、市長の情報交流の場はどこでどういう風におこなわれるのか知りたい。また、環境の活動の詳細が知りたい。</p>	<p>環境情報には、環境の保全と創造の観点からの意見を含んだものであり、市民等の役割として、保有する環境情報を提供、適切な環境配慮の促進と考えています。</p> <p>今後、情報交流を行うための具体的な手続きについて検討します。また、資料に、「市民参加」を記載します。</p>